

## 「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事録

1 日 時 平成24年6月11日(月)午後3時から午後5時まで

2 場 所 長野地方裁判所松本支部会議室(本館3階)

3 参加者等

司会者 貝阿彌 誠(長野地方裁判所長)

裁判官 二宮 信吾(長野地方裁判所松本支部判事)

検察官 武井 聡士(長野地方検察庁松本支部検事)

弁護士 征矢 芳友(長野県弁護士会所属)

裁判員経験者1番 50代・男性・会社員

裁判員経験者2番 60代・男性・会社員

裁判員経験者3番 50代・男性・団体職員

裁判員経験者5番 60代・女性・主婦

裁判員経験者6番 60代・男性・警備員

裁判員経験者7番 40代・男性・会社員

裁判員経験者8番 60代・男性・会社員

長野司法記者クラブ記者 7人

4 議事録

司会者

長野地方裁判所長の貝阿彌です。本日の意見交換会の司会を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。裁判員経験者の方、今日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。まだ裁判員経験者の4番の方がお見えになっておりませんが、始めさせていただきたいと思います。この意見交換会は、裁判員経験者の方の率直な感想や御意見を伺うことによって、今後の裁判員裁判の運用の改善につなげたいというも

のです。審理が、裁判員の方々にとって分かりやすいものになっているかどうか、分かりやすいものにするためにどのような改善が必要か、といったような点を中心に御意見を伺いたいと思います。今日は、裁判官、検察官、弁護士それぞれ1名ずつが参加者として参加している他、オブザーバーとして裁判官、検察官、弁護士それぞれが2名ずつ出席しておりまして、我々法曹三者が今後の運用の改善を真剣に考える機会にしたいと思っておりますので、どうぞ裁判員経験者の方は、忌憚のない御意見を聞かせていただきたいと思います。なお、このような意見交換会がここ松本支部で開催されるのは初めてのことであります。では、お一人ずつ、実際に裁判員裁判を経験された上での全般的な感想というか印象をお話しいただきたいと思います。これから、私が、お一人ずつ、担当された事件を簡単に紹介しますので、それに引き続いてお話しください。1番の方は、強姦致傷事件で、飲食店に勤めていた女性を強姦し、その際に傷害を負わせたとして起訴された事件で、被告側は無罪であると主張した事件であります。それでは1番の方、全体的な感想、印象をよろしくお願いいたします。

1 番

それではお話しさせていただきます。私が担当させていただいた裁判は、比較的長かったということがあるんですが、始まってしまふとあまり長さということを感じなかったなあと、わりと早く終わったなあとという印象でした。それと裁判の進め方、とにかく裁判が始まってみてもう見るのも初めて、テレビ等でドラマはありますけど、そういったものとは違う緊張感がありましたし、そういった中で公判中は特に緊張しっぱなしということでした。事件の当事者で被害者、加害者に質問するような場面もあったわけ

ですけれども，そういった時ほど非常に緊張したなということが印象として残っています。

司会者

ありがとうございました。何か裁判員裁判を経験された前と後とで，考え方とかあるいは生活で変化がありましたでしょうか。

1 番

単純な話なんですけど，被告人席には絶対に座りたくない。それだけは本当に思いました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは次に2番の方ですが，2番の方は1番の方と同じ事件でありました。感想，印象をお願いします。

2 番

私は3年前にこの裁判員制度ができたときにやってみたいなあと思ったんです。それが率直な自分の心持ちでありました。それがこんなに早く実現するということは非常にうれしく思ったのが，今回，第一での希望がかなったという意味での率直な感想があります。今回の案件は，15日間裁判所へ通いましたので，公判も延べ12日ありました。従って裁判の成り行きもたっぴり自分なりに勉強させていただける機会があって，やってみたいなあ経験してみたいなあと思った上でも非常に自分ながらも大切なありがたい経験ができたということで非常に喜んでいます。あと，日常生活では，その前後でもそんなに変わったことはなく，再びこのようなチャンスがあれば，また大いに参加したいと率直な希望を持っています。ただ，心の内ではなんか閉塞感を感じた心の負担があったなあと思ったことは，裁判所ってカーテンを閉

めっきり，あるいはすりガラスになっている，日によっては朝から秋の時点での裁判でしたから暗くなってから帰る日も何日もありましたので，明るい日中，外の景色を1回も見られなかったことが非常に私個人としては気持ちの上でのストレス負担になったと思っています。ただ，裁判，実務に関しては，もう国民として市民としてやるべきことに参加させてもらったんだという喜びの方が優先しておいて，別にそれ以上の心の負担というのは全く感じなく思っております。そんなところが私の率直な感想であります。

#### 司会者

はい，どうもありがとうございました。続いて3番の方ですが，殺人未遂等の事件で，被告人は女性で，職場の上司，これも女性ですが，上司からいじめを受けているものと考えて殺害しようと決意し，その頭部等をめがけてなたを数回にわたって振り下ろしたけれども全治約1か月頭部切創等の傷害を負わせたにとどまったということで起訴された事件でありまして，被告人側は脅そうとしただけで殺意はなかったと主張しました。では3番の方よろしくお願いします。

#### 3 番

率直な感想はですね，裁判員裁判ができていずれば回ってくるよということでしたが，そうは言ってもしょっちゅう職場の同僚なり職場の中あるいは近所で，今回私行ったよ，今回私行ったよと極端に多いのではないので，率直にいうと大変良い経験をさせていただいたというのが率直な感想です。当然，判断におきましてもいろんな面で大変勉強になったかなあと率直な感想であります。それから余談でありますけど，2番の方は出たかったと

ということでしたけれども，私としてはもし通知きたらどうしようかなあ，できれば来ない方がいいなあと思っておりました。まあそうは言ってもある程度合理的なことでするので協力しようという返事を出したところ当たってしまいましたので，当たったからには当然公平に一生懸命やろうという思いでさせていただいたことは事実です。

司会者

はい，どうもありがとうございます。どのあたりが良い点ということでしょうか。

3 番

難しいのですけれども，なかなか一般市民がこういう場で経験することはないということで，これからはだんだん増えるかと思うんですけれども，周りを見てもそうかそうか裁判員に出たのかというお話しを聞いたりすると，やはり人には言えない部分の良い経験ができたと言う意味で，うまく話せませんが。

司会者

はい，どうもありがとうございます。裁判員の方のアンケートを見てもみると，やるまではあまりやりたくないと思っていたが，やってみて良い経験であったと思ったという方が非常に多いということで，2番の方のように最初からやってみたかっという方はわりあい少ないようで，3番の方のような人が多いような印象を受けております。それでは5番の方ですが，現住建造物等放火の事件で，脳性小児麻痺の影響による精神遅滞の状態である被告人が父親への苛立ちや寂しい思いから自宅に放火しようと考えて，1棟2戸建ての家の被告人宅に放火したとして起訴された事件であります。被告人側は心神耗弱で責任能力は限定されるとの

主張をしておりました。それでは全般的な印象，感想をお願いいたします。

5 番

私が携わったこの事件は加害者が精神遅滞ということで罪は罪として裁かなければいけないということと，同時に感情導入がありまして，やはり小さいときから父親と離れて暮らしているとか，どうしても感情が先に入ってしまったって判決を出すということがとても難しかったです。精神的にというものが私にとっては判決するのに難しい部分がありまして，どうしたらいいのかなあとということで本当に悩みました。家に帰ってもいろいろ考えましたし，悩みましたけれども，最終的にこういう結果になりましたけれども，今もってそれで良かったのかなあと心に残ります。やはり育ちとかいろいろなもの背負って，いろいろな事件を見ているとやはり生まれてから育てている段階においていろんなことがあります。それによっていろんな事件が起きていると思うんです。これからもいろんな事件がありまして，そのことがとってもどうしても感情導入が入ってしまいますので，罪は罪として裁かれる，でもやはり人間でありますので感情的なものも入ってしまうということがとても難しいと思ひまして，3日間でしたけど，とてもいろんないい勉強をさせてもらいました。私も今，人生も少し変わったように思います。いろんな事件の報道を見てもこれはこうだったんだろうかなあといろんな身上のようなものを特に感じます。そんなところです。

司会者

人生が少し変わったということですが，それは今まで新聞等で犯罪の記事を読まれていて，その被告人の経歴とかは考えていなか

ったけれども，この裁判を通じて考えるようになったということでしょうか。

5 番

元々考えることはありましたけれども，より深く考えるようになりまして。毎日いろいろな事件がありますけれど，殺人事件とかというともっと難しいでしょうけど。これはたまたまアパートを放火したという事件でしたので，被害者が人ではないので。そういうことによってもっと深く身上を考えるようになったということです。

司会者

はい，どうもありがとうございました。次に6番の方で，5番の方と同じ事件でありました。それでは，6番の方よろしくお願ひします。

6 番

私は，全般的な感想としては一生忘れられない経験の一つになったという，なぜなら被告人の罪や量刑を判断するということは，今までの自分の生き方の中では考えられないことでした。裁判員，裁判に参加すること自体が考えられなかったということが最初にあります。同時に私は裁判に参加して判断をし，有罪，無罪及び量刑にまで意見を述べる資格とか権利があるのかどうか考えました。しかし，なかなか自分の中では答えが出ないまま，流れて裁判員でお手伝いすることになったのですけれども，裁判に臨むその結果，自分自身では納得のいく判断及び量刑等であったと今でも思っております。それと印象としましては，一事件のみの裁判でしたが，個人的には，比較ができる裁判やまた違った裁判も経験したいように終わってからは感じました。ただし，今回は

裁判が3日間で終わりましたから、終わってみると私の唇にヘルペスが出るほど神経を使っていたということが分かりましたし、約2日間ほど体調を崩したのも確かです。

司会者

はい、どうもありがとうございました。では、7番の方、現住建造物等放火の事件です。焼身自殺をしようとして共同住宅の自分の部屋に放火したということで起訴された事件で、これは自白事件でありました。よろしくお願いします。

7 番

率直に通知があったときから選出されるまでの感想について言わせていただければ、私の友人、知人に通知が来た人がいなかったものですから本当に通知が来るんだなあと思えました。裁判員に選ばれて、実はその通知がありました後にもう1回通知が来まして、そちらの方は年末の長い大きな裁判でありましたから、そちらでなくて良かったなあと思えました。期間のこともそうですけれども裁判の内容も私の担当したものは本人が否定しているわけでもないですし、世間を騒がせるような大きな事件でもないですし、罪は罪なんですけど、その中では比較的精神的な負担となる部分が少ないと感じたものですから、この事件で良かったなあと思えました。ストーリーというところ、意外とテレビなんかですと大げさにドラマチックにしていますが、意外とたんと進むものなんだなあと思った反面、終わるとその方の人生の一つの分岐点といいですか、左右する立場に立ってしまったんだなあと責任の重さを感じました。

司会者

はい、どうもありがとうございました。それでは最後になりました



たが 8 番の方，現住建造物等放火ですが，父母から見捨てられているという思いを募らせて共同住宅の自室に放火したということで起訴された事件でありました。被告人側は，放火については確定的な故意はなくて未必的な故意しかなかった，また心神耗弱の状態であった可能性がある旨の主張をしていた事件です。それでは感想，印象をよろしくお願いいたします。

#### 8 番

はい，私も通知をもらったとき，その前はずっと人ごとだと思っていて，候補に選ばれたということで来たときも 30 人もいたので選ばれることはないだろうなと思っていましたが，やることになりましたが。初日はあがったのかよく理解できなかったのですが，回を重ねるごとに被告人の家族構成とかいろいろ分かってきて，6 日出たのですが，私は会社の囑託ですからいいのですが，大きい会社じゃないものですから中堅の者だったらちょっと出てこられなかったかもしれません。やってみて本当に被告人の家族の複雑さとかが分かってきて，そういう中から起こるのかなあ，でも同じような境遇でも事件を起こさない人はいっぱいいるわけですからいやそうじゃないんだと思ひまして，やはりもしひとつ間違えれば火事ですから大惨事になっていることもあるわけですから，判決はこれで良かったんじゃないかと思ひます。そう感じました。

#### 司会者

はい，どうもありがとうございました。皆さんに一言ずつお話ただいて，本論に入りたいと思ひます。公判審理のあり方についてということですが，この本論については，当支部で刑事の裁判長を務めております二宮判事に司会を担当してもらいま

す。それでは、よろしく申し上げます。

二宮裁判官

裁判員の方々本当にお久しぶりです。その節はありがとうございました。また、今日もお忙しい中お出でいただき本当にありがとうございます。みなさんの御意見を踏まえて、またこれから裁判のあり方を考えていくようにしたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。これからは裁判でやったことですね、法廷でやったことについてのお話をお聞きしたいと思います。まず最初に被告人に有罪ですか、無罪ですか簡単に聞きまして、その後、覚えていますでしょうか、まず最初の部分、冒頭陳述のことについての感想、御意見等をお聞きしたいと思っております。検察官、弁護人という立場の人たちが裁判の意見を言うわけですが、それがその後の実際の証拠調べ、証人の話を聞いたりまたは証拠の書類を読んだり、朗読を聞いたりする際に役に立ったのかという観点でお話をいただければと思います。では、1番の方からお願いいたします。

1 番

検察官の方、弁護士さんの方がおっしゃっていたことは分かっていたんですけども、私が経験した裁判は、被告人が外国人であったり、主張は無罪と主張しているんですけど、本人としてどういう理由で無罪なのか全然出されなかったんです。そういう所で苦労したな、どういうことを言いたいのだろうと。また、被告人が外国人ということになると日本の習慣と生まれ育った国との習慣と違うのかなあと考えながら始まった裁判かなあと思いました。

二宮裁判官

はい，ありがとうございました。一番困ったというのは，どうい  
うことで無罪なのか何も出てこなかったのが困ったということ  
でしょうか。

1 番

本人が何を言いたいのかということが分からなかったですね。

二宮裁判官

では，同じく2番の方お願いいたします。

2 番

私も同じ裁判に携わりましたので全く同感です。やはり文化の違  
いもつくづく感じておりました，もう少し黙秘でなくて語ってほ  
しかったなあ。そうすればもう少し私どもも人柄なりを理解す  
ることもできたんじゃないかという考えを今でも持っております。  
それと一連の流れに関しましては，そんなに分かりづらいこ  
ともなく，ごく事務的に淡々とされているなあと思いつつも，  
私ども素人にもよく分かるように事を運んでいただいているな  
あと気持ちも感じましたので，非常に開かれた裁判員裁判らしい  
ものだろうなあと受け止め方をしておりました。

二宮裁判官

ありがとうございました。では，同じく3番の方お願いいたしま  
す。

3 番

率直に言って分かりやすかったです。検事さんのお話，弁護士さ  
んのお話，それぞれあるんですけども，特に，どの検事さんか  
もう覚えていないんですけどもとても上手でした。上手という  
言い方は変ですが，分かりやすく，ストーリー的に語っていただ  
いて，また説得力もあったということで，全体的に通して分かり

やすさの面では大変分かりやすく，その後の評議をする上でも大変冷静に判断できたのかなあとっております。

二宮裁判官

ありがとうございます。では，5番の方よろしく願いいたします。

5 番

検事さんの説明と弁護士さんの説明はとても分かやすく，特に弁護士さんは被告人が心神遅滞ということでとても優しいしゃべり方をしておりました。とても分かりやすいという感じで，とても良いと思いました。一応，弁護人は，執行猶予ということで応援しておりましたけれども，検察官と弁護人が争うことなく，スムーズに行きましたし，説明もとても分かりやすかったと思います。

二宮裁判官

ありがとうございます。それでは，6番の方もよろしく願いいたします。最初の方の説明がどうだったかということでございます。

6 番

正直申し上げまして，今，ほとんど覚えておりません。事件そのものの流れというのが頭の中のどこに入ったのか，昨日からも振り返っておったのですが，裁判前に，ちょうど今日いらっしゃる二宮裁判長から，裁判の冒頭陳述の前に，確か，そういった説明を聞いた記憶がありましたが，法廷に入った途端に頭の中が真っ白になりまして，ただ，流れというものは分かっておりましたが，検察官の言葉や弁護人の言葉というのは，今となっては，本当に申し訳ないのですが，あまり残っていません。ただ，残っている

のは，その後，被告人の顔を拝見したときの印象がすごく残っているというだけです。

二宮裁判官

ありがとうございます。やはり，最初に法廷に入ると，緊張のあまり，頭の中が真っ白な状態になったということ覚えていらっしゃるんですかね。そういう中で，検察官，弁護人は，プレゼンをしなくては行けないということで，大変かと思いますが，7番の方よろしくお願いいたします。

7 番

私が経験した裁判は，複雑な内容ではなかったのですが，それにしては，私個人的には，理解しやすい内容ではなかったなというふうに思っております。その後，評議室に行って話すときに，なるほどということがあったり，この数値違っているんじゃないのというふうなことがあったりして，評議室の中でいろいろ理解したりすることがあって，法廷の中では，最初のところに関して言えば，ちょっと分かりづらいという印象がありました。淡々と進み過ぎていたせいかもしれませんが，頭になかなか入ってこないような内容が多かったかなというふうに記憶しています。

二宮裁判官

どういうことで分かりにくかったのでしょうか。

7 番

例えば，ガソリンをどこに何リットル撒いたかとか，そのリットルが，こっちとそっちの数値が合わないということがあったりとか，事件そのものの，何リットル撒いたかというのが，火事をどのくらいの規模にしようとしたのかというところで大きな意義を持っているんでしょうけれども，ストレートにこの人の犯罪に

いいのか、悪いのか、どういう面で、どういう量刑が望ましいのかというところを考えると、すぐに結びつかない面が最初に多く説明されるものですから、これを全部聞いた上で、そこに達する、こういう結論を導こうとするために、これだけの質問、証拠が必要なかというところがあります。我々が、裁判から思うのは、画期的な証拠が見つかったりとかということなんですけれども、そうではない、本当に些細な証拠の積み重ねから来るものですから、それを全部頭の中に入れていこうとすると、さっきのは何だったかと思うことがありました。そういうところで、分かりづらいというのは語弊があるかもしれませんが、段取りがものすごく大変なものなんだなというふうに思いながら、最初の部分を聞いていたということです。

## 8 番

私も6番さんと同じように、最初のうちあがっていて、状況がつかめないような状態だったんですけれども、見直したり、つかめなかったところを聞いている中から、状況が分かり始めたというところではあります。

## 二宮裁判官

どうもありがとうございます。それでは次に、具体的な証拠調べの段階で、皆さんが一回法廷に入って、その後、検察官、弁護人のお話があって、その後、私の方が公判前整理手続の結果顕出を行った後、評議室に戻ってきて、その後から、次に法廷に入るときから、いよいよ証拠調べということで、いろいろな書面の朗読があったり、証人から話を聞いたり、被告人から話を聞いたりというようなことがありましたけれど、その辺の具体的な証拠調べの部分についてのお話を伺いたいと思います。まず、1番さんと

2番さんの審理では、先ほどからも話が出ていたように、かなり長期間ということですし、外国人で通訳も入っている、そして、証人も多いということに加えて、DNA鑑定であるとか、指紋をどのように取るかなど、そういった非常に技術的な部分だったりとか、ちょっと専門的な部分の話も出てきていましたけれども、これらの証拠調べの中で、話の内容とか法廷で出てきたことについて、理解できたのか、理解しにくかったけれども、後でみんな話をして理解できたとか、いろいろあるかと思いますが、その辺の御意見とか御感想がありましたらお願いします。1番さんからお願いします。

1 番

正直、一番最初のころの証拠調べというのは、自分自身で何が何だか分からないというのがありました。ただ、幸いにしてと言いますか、長かった分、後半になれば、慣れてくるだけあって、落ち着いて、その証拠というのを見ることができたと思っておりますし、それぞれ公判の中でもいろいろ細かく説明をいただいたり、評議室でもいろいろ教えていただいたりしたものですから、言っていることが分からないということはございませんでした。あとは、全体的になんですが、弁護人にしろ、検察官にしろ、公判に臨むに当たっては、証拠というのは、長い時間をかけて、じっくり頭の中に入っているのに対して、我々というのは、その場で初めて見る証拠で、公判が30分間から1時間という時間の中で、自分の分からないことは素直に聞くというのはあるんですけども、そういうところを把握するというのは、非常に大変だったかなという印象は強かったです。

2 番

私の場合には、たまたま被告人が外国人であったので、審理の進め方も、ある一定の Spann が過ぎると英訳されましたし、その時間が自分にとっては、考えをまとめ直したりとか、整理をする上での貴重な時間でありました。仮に、これが日本人が対象であったならば、日本語でべらべら次から次へと行ったのでは、自分の考えをひも解くゆとりが全くなかったのではないかと、だから今回のような案件の方が自分や初心者にとってみれば、非常にゆとりがあったということが、率直な気持ちであります。それから、裁判の内容も被告人が事前から無罪を主張しておりましたので、証人の方も非常に大勢の方が、いろいろな分野で、あれもこれもと、だから、私も役割は、量刑、判決の中身をまとめることだと思っておりましたけれども、そこに行き着く過程の証拠調べが非常に丹念に詳細になされた結果が自分でも、よく、法と証拠の組み立てで、自分の役割を果たさなければならないという上でのつながりのゆとりもまた生じてきましたので、非常にこういった長丁場の裁判を担当させてもらったことによって、自分にとっては、非常に、いろいろなケースバイケースの裁判の仕方の勉強にもなりましたし、良い経験をさせてもらって、その裁判そのもの、実務の勉強がじっくりできたということで、大変ありがたく思っています。

## 二宮裁判官

お二人が御経験された裁判では、DNA鑑定というものが出てきましたけれども、その点についての証人の方のお話であったりとかについては、難しかったとか、分かりやすかったとか、若しくは、質問がよく分からなかったとかいうことはございませんでしたでしょうか。



2 番

私の場合は、少しDNAにも興味を持っていましたし、勉強しなければと思いましたので、自分で参考書を持ってきて、少しひも解いていましたので、そういう意味では、個人的には、非常に、経験の上での、大変ありがたい、すべてがありがたかったということで、裁判所でこんな勉強させてもらえるとは思わなかったですし、いいきっかけができてうれしく思っております。

二宮裁判官

勉強になったということは、分かったということによろしいでしょうか。

2 番

はい。

二宮裁判官

1番さんはいかがでしょうか。

1 番

DNAに関しては、ビデオを流していただいたものですから、あれでだいぶ助かりました。あれが無いままやっていたら、当然分からなかったでしょうけれども、そういったことで助かりました。

二宮裁判官

1番さんの話の中でも出てきましたけれども、合間合間で評議室で菱川裁判官から次の証人の位置付けの話をされていましたが、それは役立ちましたか。

1 番

そうですね。全体の流れが分かっているようで、何て言うんですか、自分自身の中で落としてしまっているときに、なるほどなど、思い起こしてくれることもありましたし、分かりやすく説明して

いただいたという印象です。

二宮裁判官

どうもありがとうございます。次に3番の方が御経験された裁判ですが、証拠調べとしては、被告人の話以外は、何も話を聞かない、淡々と証拠の朗読等をされるという形で審理を続けていきましたが、その点に関して何か感想とか、書面の朗読を聞いているのはつらかったとか、分かりやすい、分かりにくいなどいろいろあったと思いますが、いかがでしょうか。

3 番

そういう点に関しては、問題がなかったと感じていおります。証拠も話がほとんどですし、最初に裁判員に選任されたときの宣誓の際に、法廷で出された証拠で、法廷に出された事実のみで判断をしてくださいということでしたので、それを意識しましたので、問題はなかったと思いますが、判決の重さには影響がないだろうと思ったので、あまり触れなかったのですが、被告人がなたを使ったのですが、なたは古くから家にあつたなたを持ち出していったという話だったんですが、証拠品で出されたなたは、比較的新しいものだったので、うーんと思ったのですが、そのことで罪状が変わるとか、気持ちが変わるとか、行為が変わるとかいうことはないだろうというふうに思いまして、そこには特にこだわらずといえますか、こだわっていたから心に残っているのかもしれませんが、証拠品について、もう少し調べがあっても良かったのかなという感想がありますが、トータル的な判断では問題がなかったという認識をしております。

二宮裁判官

この事件だと殺意が争われていたのですが、それについて、現場

での被告人の行動について、被告人の話しか聞けなかったという状況で、被害者の方から直接話を聞いていないわけですがけれども、その点についてはいかがだったでしょうか。

3 番

殺意が問題だったのですが、被告人の態度を見ても、検察官、弁護人のお話を聞いてみても、やはり殺意はあったんだろうという判断をしたということについては、良かったと思いますし、犯行の後、なたを捨てた場所にそのなたがあったということもあるので、その判断について、全般的には正しかったと認識をしています。

二宮裁判官

被害者の方のお話は、あった方が良かったでしょうか。なくても大丈夫でしたか。

3 番

弁護士が被害者に代わって話をされましたが、できればお聞きしたかったのですが、ただ、被害者の気持ちになると、ああいうところに出てきて話をするのは嫌なんだろうなとつくづく思いました。できればお聞きした方が、けんか両成敗ではないですがけれども、両方の方の意見を聞くというのは大事なことだろうなと、できればお話は伺いたかったです。

二宮裁判官

ありがとうございます。それでは、5番さんにお話を伺いたいと思いますが、5番さん、6番さんが御経験された事件では、犯罪が成立するかどうかという部分の証拠に関しては、被告人の話と書面だけということで、ずっと続いておりまして、精神遅滞に関する証拠についても、書面の朗読だけで、特にお医者さんからお

話を聞くというわけでもなかったのですが，こういった精神遅滞という特殊なものについて，あるいは，それでもって心神耗弱かどうかということについての判断をするについて，ちょっと不十分じゃないかとか，そんなことはなく，分かりましたよということなのか，若しくは，その書面とかということで良かったのかとかという点についてお話を伺いたいと思います。

5 番

これは，放火ですので，とりあえず画像で燃えた部分を見れば，それが一応証拠になりますので，その点はすごく分かりやすかったのですけれども，被告人質問がありまして，やはり話を聞いていると，かなり精神遅滞と知的に遅れがあるのかなというのがお話の中で，そう感じました。そして，放火することが悪いとか，いいとかいう判断があまりできていないように私には感じられました。もちろん，いろいろ，子供のころから学校に預けられて，福祉施設みたいなところに行っておりましたし，愛情が薄いということも，多分，いろいろ精神的な部分ではあったと思いますけれども，やはりお話を聞いている部分で，いろいろな質問をしている中では，やはり，かなり遅れているのかなということも感じました。

二宮裁判官

お医者さんの話は，あった方が良かったですか。なくても大丈夫でしたか。

5 番

やはり，あった方がいいと思います。私達では判断できない部分もたくさんあります。心の問題というのは，とても難しいことだと思います。私達も，やっぱり，心乱れておりますし，やっぱり，

今日もそうなんですけれども、とても緊張しております。それと同じで、やっぱり緊張する部分もたくさんありますので、やはり、お医者さんの、一応、診断というか、そういうものがあつた方がいいと思います。知能がどの程度か、IQというのがここに書いてありますけれども、どの程度のものなのかということについては、私達はあまりよく分かりませんので、やはり、そういうものを診断書としてつけていただければ、分かりやすかったと思います。

二宮裁判官

そういう部分についても、お医者さんから直接お話を聞いた方が、いろいろ質問できて良かったということですかね。

5 番

はい。もし、できることなら、お医者さんの話を聞けたら良かったです。

二宮裁判官

ありがとうございます。6番さんはいかがでしょう。

6 番

私を感じたのでは、証拠というのは、ライターと自供、自白ですか。その罪というのは考えられたんですけど、やはり、今、5番さんがおっしゃたようにですね、その中に被告人の精神的なもの、ちょっと遅れているもの、ちょっと表現の仕方が悪いんですけども、精神薄弱というか、そういったものの立証というか、そういうものは、お医者さんにしてほしかったなあというのはございます。ただ、印象としては、その裁判の中で、裁判長と被告人とのやり取りを今でも覚えておるんですけども、あなたは、もう二度と放火をしたり、暴れたりすることをしませんかという裁判

長の問いかけに対して、被告人が約束できないと、それは今でも耳に残っております。ですから、裁判の大切さというか、最終的に有罪になったんですけれども、そのときの被告人の気持ちとか、裁く方の気持ちというものを、私はちょっと客観的に、一步下がって考えておったんですけれども、すごく証拠も大事ですけれども、そういった自供の中、裁判での中、裁判中の言葉ですね、被告人と裁判官、若しくは検察官、弁護士と、そういった言葉というものがものすごく証拠以上に大切なんじゃないかなというような気もいたしました。

二宮裁判官

その精神遅滞の証拠みたいなものとして、どの程度なのかということ、一応、書面ということで鑑定書というものの抜粋のようなものが出てきていましたけれども、それで十分中身みたいなものというのは分かりましたでしょうかね。

6 番

分かりません。数字とか、そういったものは、自分の中では、全く判断材料にならず、先ほども申しましたけれども、裁判長と被告人とのやり取りとか、直接的に顔を見て我々に訴えかける姿等を見て、私は、判断をさせていただきました。

二宮裁判官

どうもありがとうございます。では、7番さんからもお話を伺いたいと思います。7番さんが御経験された事件でも、証拠としては、被告人の話と書面だけという形で犯罪の部分については審理が進みましたけれども、証拠として書面だけでずっと行くということについて、何か不満とかいうことはございませんでしたでしょうか。

7 番

事件の内容が内容だったものですから、不満とかいうことはなく、被告人が認めているということもあって、不満等はなかったんですけれども、個人的に興味があったのかもしれませんが、放火する数日前から放火するに至るまでは、理解できたんですけれども、結婚してからそこに至るまでの過程というのがとても不思議で、奥さんの話が聞ければ、少しか、罪は変わらないんでしょうけど、自分の中で被告人に対する印象とかが変わったかもしれないなというふうには感じたので、奥さんの話は、本来は聞いてみたかったなというふうに思っています。

二宮裁判官

他に何か、証拠調べのところではこうした方が良かったんじゃないかなというのはございませんでしょうか。

7 番

特になかったです。

二宮裁判官

どうもありがとうございます。8番さんが御経験された事件ですけれども、こちらの方は、証人として、共同住宅の所有者と居住者の方も証人として出られましたし、また、精神科のお医者さんも証人としてお話を聞いたんですけれども、これらの方々の話を聞いたということについて、御感想、御意見がございましたらお願いいたします。

8 番

私達が経験した事件では、証人が大勢出てくれまして、聞いたものですから、そこでもって生い立ちから分かるようになりまして、複雑な家族関係とかも見えてきて、非常にその辺のところは

良かったと思います。それから弁護人は、その当時、心神耗弱であったとおっしゃたんですけど、精神科の医師が非常に分かりやすく説明してくれました。本当に納得できる内容であったので、医師の方が信ぴょう性があると解釈しました。

二宮裁判官

この事件では、個人経営のアパートということで、所有者の方などもいらっしゃいましたけれども、この辺のことについては、どう思われましたでしょうか。共同住宅の所有者の方も出てこられて証言されたんですけども、それは、良かったと思われませんか。それとも、特に無くても良かったかなという感じなのではないでしょうか。

8 番

それはそれで良かったんですけど、あの人自体がそんなに被害を受けていないような感じで、何か、ちょっと、やってもらってあって何ですけどね。

二宮裁判官

保険での関係ですかね。

8 番

全部ね、儲かっちゃったような感じでね。それで良かったのかなという感じでね。

二宮裁判官

どうもありがとうございます。一通りお聞きしましたけれども、証人とか、書面での調べでとかでどうだったんでしょうかねということで、考えながらお聞きしたんですけども、例えば、被告人質問だったり、書面の朗読のときもそうですけれども、そういうときの検察官、弁護人、または、裁判所の方の態度とか、やり方みたいなものについて何か改善点だとか、こうしたらもっと分



かりやすかったんじゃないかとか，この点はちょっと分かりづら  
いんじゃないかとか，おかしいんじゃないかとかいうところがあ  
りましたら，お話をお聞かせいただければと思いますけれど。  
1 番さんからお願いします。

1 番

思い浮かぶことがあまりないんですけれども。被告人が来られた  
ときの質問というのが，やはり我々も緊張したし，裁判官の方々  
も事前にこういう証人として来られるよということを説明して  
いただいていたものですから，ある程度は，心して質問できたか  
など，特に被告人と被害者ですね。ただ，やはり，気を遣うこと  
がありましたし，聞かなければこの裁判をやって行く上で仕方な  
いであろうということで割り切ってやるしかなかったかなと  
思います。あとは，先ほど，2 番さんがおっしゃられましたけれ  
ども，通訳が入るという部分でいうと，我々が経験した裁判とい  
うのは，時間的な部分では，ちょっと自分自身が考える時間とい  
うのはありはしたかなと，分からないままでも，その英語の中で，  
そういったものが伝わってきたというか，自分達の考える時間が  
あったと思います。あと，印象とすると，どうしても通訳という  
ことで，我々が質問したことが，特に被告人ですか，本当にきち  
んと伝わっているのかというのは，分からないものですから，微  
妙なニュアンスとか，そういったことが本当に伝わっているのか  
とかいうのは，裁判を通じてありました。

二宮裁判官

ありがとうございます。2 番の方はいかがでしょうか。

2 番

私は，そんなに分かりにくいところはなかったんですけれど，や

はり，最大9人，補充裁判員の方を含めるともっと大勢ですけれど，個々人でやはり裁判の受け止め方，聞き取り方に差があったんではないかなと思ひまして，それが，評議という言い方をされていますが，そんなに格式張らずに，打合せのような，ひも解く打合せをし合った場がありましたから，そういったもので，この方は，こういう受け止めをした，こういう考え方でおられるんだというような意見交換がなされたことは確かです。そういった意味で，自分ながらの考え方をまとめたり，深く考えるいい機会が，そういった長い公判過程の中でありましたので，自分なりに考える上での救いがあったように思っております。

二宮裁判官

特に公判廷での検察官，弁護士，裁判官の質問の仕方とか，態度とかで問題とかはございませんでしたか。

司会者

どうぞ，どうぞ自由に。

2 番

公判，裁判中ですから，公開されていることですから，話題にしても構わないと思いますが，事件が事件でしたので，やはり，女性被害者の心情をもう少しくんだ弁護士の質問があった方が良かったのではないかなというような，心証の上での課題が残ったようには，私個人としては受け止めました。全般の流れの中では，やはり，皆が必死にそれぞれの立場を發揮しなければならないという，裁判実務上の真剣さ，当然ながらの真剣さ，それが私ども素人によく伝わってきて，理解の上でもそんなに難しいというものはなかったように思っております。

二宮裁判官

1 番さん，補足することはありませんか。

1 番

思い返せばですけど，やはり，被告人が無罪を主張しているんですけど，被告人の本当の思いというのが，どうしても出てこなかったというところが，公判中ずっと引っかかっていたなど，こういう言い方は，あれかもしれませんが，果たして被告人と弁護人との間でも，しっかりとした打合せが，本当の意味でできていたのかな，どうかなというのが，どこか自分自身の中でも疑問点としては残っているなど。その辺が原因かもしれないんですが，先ほどの証拠調べの中でも，検察官が出してくる証拠，それに対して弁護人が反論するという中でも，どうしても我々は，出てくる証拠の中で，信ぴょう性だとか，そういったものが一番なのかなと思っていたところなんですけど，信ぴょう性，当然それにつながるんでしょうけれども，手続上の問題が話題になったりとか，そういったことで，ちょっと，こう，裁判はこういうふうに進んでいくのかなという，思いもよらないような感じ方をしたというところがございました。

二宮裁判官

ありがとうございました。続いて，3 番さんいかがでしょうか。審理の中での質問の仕方であったり，証拠の朗読の仕方，もしくはそのやりとりを含めてということになりますが，いかがでしょうか。

3 番

すでに去年の3月でしたので，今の議題に記憶がなかったり，その場でメモは書きましたけれど，持ち帰ったわけではなく，結果的には分かりやすかったという印象しかないので，今の議題に対

しては，特に思い当たるところがございません。申し訳ありません。

二宮裁判官

ありがとうございました。特に記憶や印象に残っているものがないとお聞きしてよろしいでしょうか。

3 番

はい。

二宮裁判官

ありがとうございました。次に5番の人お願いします。何かそういうやりとりであったり，被告人や証人の質問のやり方で工夫しなければいけないところはございましたでしょうか。

5 番

被告人に精神遅滞とか心神障害とかがあったので，そういう意味でとても難しい裁判だったと思うんです。被告人は，小学校1年から施設に入っておりましたので，施設の方が普段の生活とかがどのようなであったか証人として出てくれば，良かったかなと思います。施設の方は，いろんなところを回っていますので，その中の一人か二人，証人として来てくれば，どの程度だったのか，一番分かるので，そうしてくだされば良かったかなと思います。質問しても本当に分かっているのか分かっていないのか私たちが見ていても分からないというのが本当ですし，判決したときでも本当に分かっているのかなということが今の私の頭に残っています。ですので，お医者さんのこともそうですし，施設に入っていたときの状態というのも，証人として招かれたらもっと分かりやすかったかなと思います。

二宮裁判官

ありがとうございます。特にそういう被告人への配慮がなかったとかそういうことではなかったでしょうか。

#### 5 番

裁判官さんは、すごく優しく分かりやすく聞いてくれましたし、そういう形で裁判員の方も聞いておりましたので、そういうことはなかったと思います。とても接し方も小学生や中学生に接する形で接していたのでとても良かったと思います。ただ、本当に心の問題は難しい、私にとってはとても難しいことと思います。IQとかそういうのも、普通は90であるとか、IQ51、IQ47とか言われても、どの程度のものなのかというのは、分かりづらいと思います。

#### 二宮裁判官

ありがとうございます。6番さんもお願いいたします。

#### 6 番

私が特に思ったのは、IQがこのくらいであれば罪を負えるとか、責任を追及できるというライン的なものが、司法の間といわゆるお医者さん、学者さん、医師会そういったものとの間がどういうふうにつながっているのか、例えばIQ30ならば絶対に責任能力を問えませんよ、というのは、我々の裁判では責任能力を問えるのか問えないのか、その辺が争点だったと思うんですけど、ですから、そこを自分たちで判断しなければいけないというのは全くの無知ですので、私自身も自分のIQがいくつかも分かりませんので、そういうところは今でも疑問を持っています。

#### 二宮裁判官

もう少し責任能力を問えるかどうかのレベルのような話を、何らかの形で法廷の中でも出した方が良かったという感じですかね。

6 番

はい。

二宮裁判官

どうもありがとうございます。7番さんお願いします。何か裁判官，検察官，弁護人の法廷での態度，話し方，証拠の説明の仕方など何かお気づきの点がありましたら，お願いします。

7 番

こういうことを言っているのかどうか分かりませんが，おそらく，担当された弁護士の方も検察官の方もお若かったというふうに記憶しているのですが，心に響く言葉というのがあまりなくて，事務的ではないのですが，抑揚があったりはしたのですが，心に響いてこないようなことがあったもんですから，ベテランの方のお話だったらどうなのかなというような印象はあります。それ以外はないです。

二宮裁判官

8番の方，最後をお願いします。

8 番

特にはなかったんですが，火を2箇所点燃了時点のゴミの置き場所が違うとか，ずれたとかという話があったんですが，私は法のプロではないので分かりませんが，そんなことは問題じゃないと思ったりしました。それくらいのことで，うまくいったと思います。

二宮裁判官

それは，裁判員が大切に思っていたところとは，多少違うんじゃないかなというところがあったということでしょうか。

8 番

はい。

二宮裁判官

どうもありがとうございました。

司会者

裁判所側からの質問はこの程度にして、検察官、弁護士から公判審理の在り方について質問をしていただきます。事前に質問事項をいただいて、今ある程度取り込んで質問しましたので、聞き足りない点等ありましたら、よろしく申し上げます。まずは検察官、どうぞ。

武井検察官

松本支部の検事の武井と言います。本日はありがとうございました。これまでの話の中で我々が聞きたいと思っていた点が表れております。一点だけ付け加えさせていただきたい質問は、論告に関してですが、被告人の量刑、刑罰を決める際に、我々がお配りした論告メモ、読み上げたものと同じですが、これが参考になったのか、参考になったとすれば、どういった点が参考にしていたのかを教えていただければと思います。

司会者

それでは、事件ごとに聞きますか。1番の方、論告は、最後に求刑何年って言って、こうこうだからといったのがありますね。

1 番

記憶があいまいですが、何か図面めいたものを一緒に出していただいたのかなと思います。時系列にまとめてあったりして、検察官側が言わんとしていることが非常に分かりやすく見ることができたかなと思っています。

司会者

論告を聞くまでに、審理に参加したり、評議をしたりしながら、こんな感じだと自分が考えていたところ、論告を聞いて、あーそうかと今まで考えていない見方や考え方があって、ハッとされたことはあるんですかね。

1 番

最後のところでの話になるので、今更そういうという部分は、なかったと自分では思っています。

司会者

2 番の方、同じ質問で・・・。

2 番

私も同様で、裁判員に選ばれたときはどんな事件か全く分からず、ようやく法廷に座って成り行きが分かり始めてきた、なおさら、長期間に渡って公判がありましたから、そういった事件そのものやら、証拠を理解する時間が非常に長きに渡ってありましたことが幸いしております。したがって、最後に決めなければならない場であって、自分なりに理解ができていましたから、そういった意味で、他の資料が来ても、「うん。あーやっぱりこういうことなんだな。」という参考程度のこと、そんなに裁判の流れに影響するものではなかったように自分は思っています。これやっぱり、個々の裁判の長短によっては大きな違いが出てくるのではないかと思います。したがって、私どもは長きに渡ってありましたので、非常に分かりやすい裁判が続いてきたがために、今のような話には、あまり参考にはならなかったように感じています。

司会者

3 番の方、論告が参考になったか、影響を受けたかの辺りいかがでしょうか。



3 番

参考にはなったと思います。影響を受けたかというところは微妙なんですが、記憶が本当に薄れていますので、総合的な判断をするに当たって、評議する上では、参考資料としては役に立ったという解釈です。後は記憶が薄れていますので、申し訳ございません。

司会者

ありがとうございました。それでは、5番の方。

5 番

とても役立ちましたけれども、3日間の中でいろいろと考えまして、検事さんの言っていることはもっともなことだったと思いましたが、心神障害があったとしても責任は問われるということで、最終的にそうなったと思います。やはり心神障害の人全部が悪いことするかというとそうでもないし、そして、深く考えるようになりまして、最終的な判決としてこういう形になったと思います。だから、検事さんの言っている文書は、とても参考になった部分もあったと思います。

司会者

検察の論告、それから弁護側の弁論というのは、今までの審理を振り返って、自分たちがこう考えるというまとめというか意見ですよ。それは、あった方がいいということですか。

5 番

はい、あった方がいいということ。精神的なものというのは本当に難しく、検事さんから言えば責任能力は問われる、みんなが悪いことかというのと、もちろんそうはないと思います。生い立ちも関係していると思いますけども、悪いことをしたら、罪

は罪なんだと思います。感情的なものは、私もいろいろ考えましたけれども、罪は罪として加えなければならないと、論告をやって考えることができました。

司会者

ありがとうございました。それでは、6番の方、論告について。

6 番

3日間の中で、なかなか皆さんの意見が一致しない部分もありました。女性と男性では少しそういった方への見方、考え方、責任の有無について、多少個人差もあろうかと思いますが、違いがありました。その中で、進めていった裁判の最終的に結論を自分自身の中で出せたのは検事さん等のそういったことに後押しされて、人のことを善悪を決めて、ましてやその人の量刑まで決めるふうになったときによっぽど自信とよっぽど勉強してきたというものが裏付けにない限り私にはそんな権利、力、正しいという絶対的にはないというのが自分の中にありまして、それは非常に引っかかっていたから、直接関係なくても、どうしても自分と対比する部分が出てきまして、その結果最終的に検事さんもしくは裁判長さんらの御意見がやっぱりそうなんだなという、こうならこうですと、5番さんもおっしゃっていましたが、罪を問えるんだというやっぱり一人では判断できなかったのも、非常に参考になったと思います。

司会者

それでは、7番の方。論告について、こういうふうにした方がいいんじゃないという、そういう点がありましたら、そういうのを含めましてどうぞ。

7 番

私も記憶があまりない部分があるんですが，期間が短いんで，やったこともはっきりしていて，本人も認めていて，あとは自首したかどうかということを含めるかどうかという内容だったと思うんですが，論告は，冒頭陳述に量刑が最後に書いてあるっていう印象でした。あまり複雑でない裁判だったし，裁判の内容によって変わってくるというものではなかったものですから，最初の冒頭陳述に量刑に加わったものだという印象があります。本当は違ったのかもしれませんが・・・。そんな感じです。

司会者

それじゃ，8番の方。

8 番

参考にはなっていると思います。検事さんの出された論告，弁護士さんが出されたもの，両方が参考になっています。最終的には評議の中で決めたということです。

司会者

検察官，オブザーバーの方を含め，他に何かありますか。よろしいですか。

武井検察官

結構です。

司会者

それでは，弁護士さんどうぞ。

征矢弁護士

弁護士の征矢です。今日はお疲れ様です。私の方から2点質問したいんですが，まず，裁判員に選ばれた直後に裁判長から刑事裁判の原則の説明があると思うんです。我々も法律の勉強をし始めたときに，刑事裁判というのは特殊だなと思ったことがありまし

て、立証責任の問題、すべて検察官に有罪の立証責任があるということ、それから、裁判に出た証拠のみで判断すること、証明の程度、合理的な疑いを入れない程度の証明ができないと有罪にしてはいけないと、そういう原則、私もなかなか勉強を始めた当時、違和感があったとことを覚えているんですが、刑事裁判が初めての裁判員の方にどれだけお分かりになられたかということ、先ほど、裁判で頭が真っ白になられた方もおられましたので、刑事裁判の原則が理解できたかということを中心に伺いたいと思います。それから、もう一点は、評議の時間、裁判員裁判が始まる前は、公判期日が1箇月に1回とかのペースで行われ、審理が終わってから判決まで一週間とか二週間、場合によってはそれ以上あったわけですが、今は、短い方で三日程度、長い方は15日という方もおられたようです。その中で、評議の時間が十分に確保されていると感じられたのか、それとも足りないと思われたのか、その辺を聞きたいと思います。

司会者

二点ですね。一点は最後の評議が十分に時間あったか、あるいは、足りなくて、もう少し時間が合った方が良かったのか、一番目は、一番最初に裁判長が説明した刑事裁判の原則、法廷に出ただけの証拠で判断すること、立証責任は検察官側にあるということなどが分かったかどうかという点ですね。併せて一緒に聞きます。1番の方をお願いします。

1 番

一つ目の質問ですが、正直、最初にそういえばあったなという感じですが。印象の中で言うと、思い返せば、都度、評議や裁判の中、判事さんの方からそういうような話が出てきたかなという話な

んですが、証拠調べうんぬんは出てきたものだけでやってくださいねと、何回も聞いていたような記憶があります。期間を通じて、そういうふうには気をつけなければいけないんだというふうには心掛けて来た印象です。二つ目の評議の時間ですが、先程来の話で、我々が担当させていただいた裁判そのものは大変長く、全体の審理が終わるまで、各証拠の取調べ後にもいろいろ話ことができましたし、終わった後でも評議をしっかりとれていた裁判ということでは、我々も評議はできていたと判断しています。

司会者

どうもありがとうございました。2番の方。

2 番

まず一番目の課題ですけれども、裁判のルール、原則、それをこのようにしてごさいと公表されたものと私は受け止めましたから、これが自分の役割なんだと素直に受け止めました。ですから、一番に関してはそんなに何の違和感なく、当たり前なことだと受け止めたというのが一番の印象です。二つ目の問題、評議の方ですが、1番さんの話のとおり、長きに渡りましたから、その都度、適宜意見交換をする機会もありました。ですから、証拠、事実の積み重ねは、着実に取れてきているなと思っています。最後のところでも実質3日間の評議がありましたけれども、報道の中では、裁判官さんの方の意見が強く反映しているのではないかと記事によってはありますけれども、今回の場合には、全くそういうことはなく、分からないところはみんなこれ事実じゃないのかなというような意見交換、自由討論がなされていたので、そういった締め付けられた、あるいは時間がなかったという評議では全くなく、非常に自分でも期待していたような意見交換がな

され，すべてが満足した上での結論が出されたように思っております。

司会者

どうもありがとうございました。それじゃ3番の方。

3 番

刑事事件の原則のこと，大変よく理解できて携われたと思います。それと評議時間につきましては，ちょうど良かったかなという印象です。私の担当したのはちょうど5日ぐらいだったかなという事で，問題なかったと理解しております。

司会者

はい，5番の方。

5 番

刑事裁判の原則というのは，私も昔から法律の方に興味があり分かっていたので，分かりやすかったと思います。評議の時間は3日間でしたけれども，ちょうどこの事件に関しては3日間くらいでよかったと思います。証拠も揃っておりましたし，あまり争うこともなく，ただ，判決の面で，執行猶予になるのか，懲役になるのかという意味ではすごく考えましたけれども，やはり3日くらいでちょうど良かったのかなと思っております。

司会者

審理を終えて，刑を決める評議で，実刑か猶予かの評議を含めた評議時間は，十分議論できたという感じですか。あるいは，もう少し議論した方が良かったのかという感じですか。

5 番

しっかりお話できたと思います。もし，もう少し長くなったとしても，多分，同じことの繰り返しではないかと思うんです。そし

たら，裁判員と裁判官，個人的にしか考えられないですね。全部分かっていることですし，ある程度単純ではないですけども，放火ってことで，すごく心神障害のことで3日間で良かったのかどうかは分かりませんが，私は出尽くしたと思いますので，3日間で良かったのかなと思っております。

司会者

それでは，6番の方。さきほど，頭が真っ白になったとおっしゃって，そのことを弁護士さんも言っていましたので・・・，どうぞ。

6 番

今も真っ白に近いんですけど，最初に選ばれて，裁判というのはテレビ等でしかないことでしたので，自分が何をどうしたらいいのかという疑問を持ちながら参加させていただきました。一番最初にラインのことを裁判長の方から先ほど弁護士さんから聞かれたように説明をしていただいて，証拠に基づいて考えてくださいとか，すごく素人としては分かりやすかったし，どうすればいいか，そこで初めて少し分かったような気がしました。それから裁判に臨んだような次第であります。あと，二つ目の時間の問題ですけども，たまたま5番さんも同じ裁判でしたけども，有罪か無罪かを問うというよりは，むしろ犯人も最初から自供しておりましたし，証拠も揃っておりました。何から何まで出尽くした状態で，我々が決めるのは，その人に罪を問うことができるのか，量刑がどの程度なのか，ということが，最初から3日間の日程で，最初から課せられたような気がしますので，そんなに時間が足りなかったという感じは今でも持っておりません。

司会者

どうもありがとうございました。それでは7番の方。

7 番

最初の質問に関してですけども、何かのチームのように、役割分担が決まっているかと思われるくらいに、分かりやすく話される方とか、話がずれそうになれば導いてくれる方もあったりして、問題はなく守れるところは守れたのかなと思っております。評議に関してですけども、一方ではとても適当な時間、ちょうど良い時間であったかとは思いますが、裁判の事件によって、量刑がこっからここと決められていて、執行猶予はこういう期間でどうのこうのと決まっていて、過去の判例があって、過去の判例だとかこういうふうだとあって、さあどれを選ぶという部分があるものですから、それだったらこれかなというのはあって、決まるんですが、本当にそれでいいのかなというのが心のどこかにあって、本当に一個一個の事件で、過去にとらわれずに、この人にはどのように罪を償ってもらう方法があるんだろうかと考えると・・・、そんなことやったら、長い裁判になってしまうのかもしれないですが、本当にこれでいいのかなという気持ちがどっかにあって、もう少し時間をかけてじっくり刑を決めるべきだということと、でも合理的でスムーズに進められたな、という二つ自分の中に印象があります。

司会者

評議のときに、もう少し、みんなで議論しようかという場面もあったんですか。

7 番

それはなかったです。

司会者



どうもありがとうございました。それでは、8番の方、どうぞ。

8 番

原則の方は聞いていました。評議の方ですが、非常にざっくばらんに話し合える雰囲気でしたので、しっかり話し合って決めることができたと思います。時間的にも十分だったと思います。

司会者

どうもありがとうございました。弁護士さんの方で、オブザーバーの方を含め、その他ありますか。よろしいですか。

征矢弁護士

はい。

司会者

裁判所のオブザーバーの方、よろしいですか。

二宮裁判官

はい。

司会者

それじゃ、守秘義務の点について、お聞きしたいと思います。新聞等でいろいろ議論もされていますが、守秘義務について、範囲がどこまでかよく分からないとか、あるいは、自分で守秘義務の点で困った点がありましたら、御発言を遠慮なくお願いしたいのですが。どなたでも結構です。守秘義務は当然のことだという方もおられると思いますが、その辺を含め、御意見のある方よろしくお願いします。・・・2番の方どうぞ。

2 番

私は、こういった義務は当然のこととしてあるんですが、そんなに守秘義務が個人的に負担になるかということ、そうは考えていません。日常生活でも言って良いことと悪いことが当然あると思う

んですね。それから今の時代，個人情報の問題があまりに守秘義務と同様にクローズアップさせられ過ぎているのではないかと思います。地元の地域活動をしていても，住民であっても防災のことで電話番号も公表できないような時代になってきているんですね。ですから，もう少し国民として動く，そんなに義務が強くなっていくことが必要なことなのかどうなのか，もう少し柔らかくとらえて守るべきものは個人の良心として取り扱わなければならないという判断で，あまりにも守秘義務もメディアの方では非常に誇張されるようになっていますが，現実，私個人としては，そういう受け止めもしてません。どの範囲が義務の対象になるんだということがはっきりされていますから，こんな程度の内容でそんなに重いとは言いませんけども，軽く考えていっても良いのではないかというのが，私個人の感想です。

司会者

裁判員裁判に関する守秘義務ですね，これは，それが義務であることは当然のことだという御意見ですかね。

2 番

はい。

司会者

特にその範囲も明確である，裁判員裁判の守秘義務に関してはね。

2 番

はい。

司会者

その他の方で，特に守秘義務に関して御意見は，・・・7 番の方どうぞ。

7 番

最初裁判所から大きな書類が送られてきました。これなら、みんなにばれちゃうじゃんと思いました。守秘義務というのが、裁判員になるってことが一切周りに知らせてはいけないものと思っていて、周りの人も実は意外とそういうふうに思っています。中を読むと、会社に教えて良いんだ、裁判に出てくるうちに、ここがしゃべってはいけないことで、ここまでだったらいいんだということが分かってきたもんですから、堅苦しさをなくす意味でも、ここならしゃべって良いんだよとか、ここはしゃべってはいけないんだよなど分かりやすくなるような漫画でも良いですから、そういうのを作ってやると、そんな気楽な気持ちで、裁判員制度に加われるんじゃないかなと思いました。

司会者

漫画でも作ったらと……。7番の方は、守秘義務に迷いはなかったということですか。

7 番

最初説明を受けた後、迷いはありませんでした。なるほど、ここは言ってもここはしゃべっちゃいけないのかと分かりました。それまでは、本当に一切秘密にして、こそこそとやらなければいけないものと思っていたもんですから。何だ違うんだと分かってから、じゃ裁判行ってくるねって言ったら、会社からは、そんなことみんなに言って良いんですかなんて雰囲気があるんで、そこはもう少し説明していただく必要があるのかなと思いました。

司会者

その他に御意見のある方。……。どうぞ、1番の方。

1 番

今の7番の方とちょっと重なるのかもしれませんが、裁判員やる

よって言って、いざ裁判始まってからは、周りが逆に気を遣って聞かなくなったなという印象が強いなと思います。我々が思っている、裁判員として携わる人間が思う以上に周りが逆に気を遣っちゃってるのかなと。たまたま、私がやった裁判も記事にはなったりしたもんですから、逆に記事になっている部分は聞いてくることはありますけれども、逆に根掘り葉掘り聞くとかはなく、周りが気を遣っているという感じです。

## 司会者

どうもありがとうございました。それでは守秘義務の点はこの程度にして、一番最後にマスコミの方から質問を受けますが、最後にこれから裁判員裁判に参加される可能性のある市民、国民の皆さまにですね、何かメッセージがありましたらお願いしたいと思うんですが、どなたでも結構ですので。・・・どうぞ2番の方。

## 2 番

この5月中下旬には、それぞれのメディアにも3年経過でいろんな報道があったのを目にしました。そういった中の統計的なものとして、国民の中に、裁判員になりたいと思っている人がほんのわずか、一、二割しかないことを目にして唖然としてるんですよ、私は。何でこんなにみんな拒絶するのかなというのが私の気持ちです。やはり、国民の権利ばかり主張するようになってきて、凶悪な犯罪が後を絶たないのが実情ですし、日本も世界的にも経済がひっ迫してきて、昔のように助け合って、頑張りあってという気持ちが薄らいできている時代になってきていると思っていますので、そういった中ではもう少し義務を国民として果たさなければならぬのではないかと、ですから、もっともっと積極的にこういった制度にかかわって犯罪の防止に努めるとか、あるいは、

自分の役割を社会に対して、貢献していかなければいけないんだなという受け止めをしていかなければならないと思うようにしてほしい、最高裁判所としても、裁判員制度の永続、充実を図る上でも、もう少し国民の意識を変えられるような方法をされたいと期待をしております。

#### 司会者

裁判員を経験された方のアンケートを採ってみますと、やるまではやりたくなかった、だけど、やってみたら、良い経験になったというのは、九割五分を超えるくらいなんですね。確かにやるまではやりたくなかったという人は多かったのが現実なんですけども、この辺りのことで、メッセージいかがでしょうか。5番の方は、何か人生が変わったようなこともおっしゃっていたようですので、何かメッセージがありましたら、お願いできますか。

#### 5 番

そうですね。テレビなんかを見ていますと、いろんな事件が起きていますけれども、何か通り流しのように聞いていたことも多かったと思います。殺人事件とかはこんなこともあると何か原因がありますし、こういう中で、私は本当はやりたくなかったんですけども、たまたま、コンピュータで選ばれてしまって、本当に良い勉強になったと思っています。ただ、裁判員というのは重き一票だと思うんですね。その方の刑を決めるのに裁判官と同じ一票を自分も投じなければならぬという責任はものすごく感じておりますし、現在も常に心の中に残っております。私の事件は短かったですけども、100日とか長い事件もありますので、それは、裁判員にとっても負担になりますので、そういう方には人生が変わることも多いのではないのかと思うと、裁判員になるのは、

当然の義務としてしなければならぬんですが、難しい部分もちょっとあるように感じております。でも、裁判員をしてみて本当に勉強になったことも事実ですので、多くの方に経験していただければ、それはそれで良いと思います。

司会者

どうもありがとうございました。他にどなたか。・・・どうぞ、6番の方。

6 番

やっぱり是非経験をしていただきたいと思います。裁判というものがなんであるかを自分自身が感じているのは、日本という国が世界の中でもすごく平和な国だと理解しております。どうして平和なのかを考えたとき、裁判がものすごい役割を果たしている。裁判のないような国では決して平和には暮らせない。ですから、人間社会に生まれて、2番の方がおっしゃったようにだれもが義務であり、また、責任の一つの中にこういった裁判が含まれているような気がしますので、今までこんなことを考えたことはなかったんですけども、裁判に参加させていただいて、そういうことも考えさせられたというのは、すごく勉強になりました。

司会者

どうもありがとうございました。他の方、よろしいでしょうか。・・・1番の方どうぞ。

1 番

裁判員制度に対する要望というようなものでもよろしいでしょうか。

司会者

はい。

## 1 番

先程来，裁判員制度に参加させていただいたということでは，私も貴重な体験をさせていただいたし，良かったと思っています。これはやはりやりたくないという方もいらっしゃるのも現実だと思うんですけども，これは単純に裁判そのものに関わりたくないという方もいらっしゃるれば，仕事の都合とかでやりたい気持ちはあるんですけども，参加できないという方もおそらくいらっしゃると思います。そういった方の日程だとか，我々の意見を取り入れていただいて，参加しやすい制度にさせていただくことも参加しやすくすることかなと思います。日程も短い方，長い方，いろいろといたかだと思います。中には裁判員に選任されたら，そこから先一週間くらいずっといたとか聞いています。我々は，選任されてからしばらく時間をおいていただいたことから，仕事を抱える身にとってはやりやすかったことは確かでしたし，果たしてこれが連続してやることがいいのか，もしくは，間を適宜開けた方がいいのか，我々経験者の意見として取り上げていただくことがいいのかかなと思います。

## 司会者

どうもありがとうございました。その辺も裁判所も運用として，どういう審理，期日の入れ方をした方が参加しやすいのかだとか，その辺を試行錯誤でやっているところです。よく検討したいと思っております。それでは，時間が足りなくなってきましたけれども，マスコミの方からの質問をお願いします。

## 読売新聞記者（落志）

幹事社の読売新聞から一点質問させていただきたいと思います。こちらの支部ではなかったんですけども，長野地裁で死刑対象の

事件があったと思うんですが、4月に行われたこういった場では、死刑判決を下された裁判員の方から判決について、重く感じるようになっていくとかの意見もあったと伺っていますので、もし、ご自分の身に置き換えて、死刑判決に関わるような事件に関与して、量刑判断を下すということは、いかがなものかと、対象事件として外すか否かどうかについて、御意見を伺いたいと思います。

司会者

どうぞ、何番の方ということではなく、どなたか、死刑求刑事案ですね、そういうような事件を裁判員裁判の対象とすべきかどうか、いろんな議論があって、外すべきという意見も新聞等で報道されていますが、御意見がありましたら。・・・2番の方。

2 番

私は、そのただ単に死刑というと非常に重い判決ですので、そういう受け止めを一般的になさるからと思っています。というのは、死刑も一つの量刑ですから、こういった経験をしたものの総意であるとか、死刑そのものに問題があるなら、法律ですから、改正すれば良いわけですね。ただ、現状は避けて通れない法体系ですから、それは与えられた者の義務として判断していけば、それはあくまでもすべて良心に基づいてやれば良いことですから、何も死刑だからといって、クローズアップすることはないのかなと思っています。そんなように、個人的には受け止めています。

司会者

どうもありがとうございます。他の方で。・・・7番の方。

7 番

自分も死刑判決を出したくないとか、死刑判決を決めたらと思うと、辛いことは辛いでしょうが、それを辛いから避ける気持ちは



ないんですが、そういった内容は、長期にわたると思うんですよ。長期間の裁判は、先ほど1番の方がおっしゃっていましたが、ここに来れる方がかなり狭まってくると思うんですよ。一定の人しか参加できないような裁判員制度のもとで死刑判決が決まるとしたら、それはどうなんだろうかなという気はしています。

司会者

どうもありがとうございました。・・・どうぞ。

読売新聞記者

どうもありがとうございました。幹事社からは以上です。

毎日新聞記者

毎日新聞の大島と言います。長時間お疲れ様でした。今日お伺いしたいのは一点で、多くの方が当時のことの記憶がないと、それはもったいないなと思っているんですが、我々も裁判員裁判が終わった後に記者会見を開いたり、裁判所もアンケートもあるのかなと思うんですが、ただ、こうして皆さまに集まっていただいて、意見交換するというのは、県内では4回目で、松本支部では初めてということで、せっかく皆さんが貴重な時間を割いて、貴重な体験をした後で、こういった場がもっとあったらいいなと思われるか、あるいは、経験とか、もやもやした気持ちを他の人に吐き出せる場があった方がいいとか、裁判そのものでなく、裁判を終えられて今、1番の方もおっしゃられていましたが、我々の声をもっと取り入れてほしい、というようなことをおっしゃられていましたけれども、裁判員経験者の意見や要望などなんかをもっと反映できるような場があるといいのかなと僕個人は思うんですけども、こういう場について、皆さまどのように思っていますか。

御意見のある方で。

司会者

どうぞ，今の点で御意見のある方。・・・1番の方。

1 番

先ほども話しましたけれども，裁判員というのは経験したものでなければ分からないというか，経験者でなければ分からない部分が多いと思います。そういったものを反映させるには，こういった場というものは，あってもいいんじゃないかなと思っています。質問の方がおっしゃられていた記憶が薄れていくというのは，いた仕方ないのかなと，決して忘れてしまおうと思って忘れてしまっているのではなく，時間の経過とともに記憶が薄れて行くことはあるかと思っています。そういった中でも，忘れられない部分というものもありますので，そういったところを反映していってくればなと思います。裁判そのものも事件に対して一つずつ個別の案件であって，参考にはなるのかなと思いますけども，すべての事件は別物ということにもなろうと思いますので，こういった場が他の裁判に影響を与えることはそんなにはないのかなと思います。制度としてせっかくできたのなら，参加しやすいようにこうなんだなと分かるように，参加したときにこうなんだなと分かりやすいようにするのがいいんじゃないかなと素直に感じております。

司会者

どうもありがとうございました。他にどなたか。・・・2番の方どうぞ。

2 番

率直に申し上げて，個々に見えている方も，選任されて，裁判が終わった後，こういった場が予定されているからその出席の良し

悪しのアンケートをいただき、それに賛同している方と理解しております。したがって、それなりに意見を述べられる場が作られるのは個人としてはありがたいと思っております。ですから、こういった場合は、費用と時間もかかることですから、費用対効果を斟酌していただき、私個人としては、何にも御協力したいと思っております。

司会者

誠にありがとうございます。他にどなたかいらっしゃいますか。・・・毎日新聞の方いいですか。

毎日新聞記者

大丈夫です。ありがとうございます。

司会者

それでは、ほぼ時間が来ましたので、今日の会はこの程度にしたいと思えます。本当に率直に、かつ活発に御意見をいただき誠にありがとうございました。今日の御意見を参考にしながら、我々法曹三者で裁判員裁判の審理の在り方、そういうものについて、改善工夫をしていきたいと思えます。松本でも先日法曹三者で裁判員裁判の在り方について検討会をやりました。年に何回かやっております。その中でも、今回いただいた御意見を参考にしながら、検討を深めていきたいと思えます。本当にどうも今日はありがとうございました。